

◎新潟県告示第965号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新潟市の葛塚土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年 8 月 9 日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

監事	新潟市北区太田4849番地	海老名 徳一
〃	〃 北区葛塚2418番地 1	小川 竹男
〃	〃 北区太田2773番地	笹川 芳樹

就任年月日 平成25年 7 月28日

2 退 任

監事	新潟市北区嘉山 6 丁目 2 番20号	島 耕市
〃	〃 北区太田262番地 1	安澤 昭一
〃	〃 北区太田4849番地	海老名 徳一

退任年月日 平成25年 7 月27日